

関係書類とその保存期間を知っていますか？

注 関係書類とその保存期間を知っていますか？

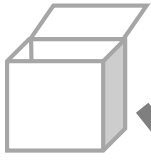


あまり知らないけど、うちの営業所で保存するのは輸出入許可書だけで良いっていう引継ぎ受けてるな…

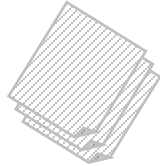
関係書類及び保存期間は通関業法施行令で定められています。普段引き受けない通関業務等がイレギュラーで発生したときにも書類をきちんと保存できるよう把握しておきましょう。

税関

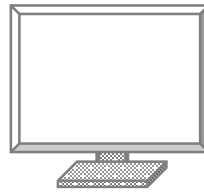
注 関係書類の保存場所や保存方法は適切ですか？



廊下に山積み



関係書類と他の書類が混在



PDF保存しているが、検索・表示・印刷ができない

通関業法第22条第1項：通関業者は、政令で定めるところにより、通関業務（第7条に規定する**関連業務を含む**。（略））に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、その取扱いに係る**通関業務に関する書類を一定期間保存しなければならない**。

通関業法施行令第8条第2項：法第22条第1項に規定する通関業務に関する書類は、次に掲げる書類とする。

第1号：通関業務に関し税関官署又は財務大臣に提出した申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の写し

第2号：通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類

第3号：通関業務に関する料金の受領を証する書類の写し

通関業法施行令第8条第3項：前2項に規定する帳簿及び書類は、それぞれその閉鎖の日又は**作成の日後3年間保存**しなければならない。

